

カテエネリース契約約款

第1条（カテエネリース契約の趣旨および契約成立）

1. 中部電力ミライズ株式会社（以下「乙」という）は、お客さま（リース申込者および契約者をさし、以下「甲」という）指定のリース物件（以下「物件」という）を、リース申込書記載の販売店等（以下「販売店」という）から買い受けて、甲にリースし、甲はこれを借り受けます。
2. 甲は、申込みに際して、事前に本契約約款を十分に読み、その内容を理解したうえで、次の事項、その他本契約約款の諸条件を承諾し、乙に対し、前項に基づくリース契約（以下「本契約」という）の締結を申込みのものとします。
 - ① 乙または販売店が、必要に応じて、本契約の成立前に、物件の設置の可否を確認するために、甲の希望する物件の設置場所へ立入ること
 - ② 本契約の成立後において、販売店による物件の設置および接続（以下「設置作業等」という）ならびに乙による物件の点検等本契約上必要な対応のために、乙または販売店がそれぞれ、本契約において甲が指定した物件の設置場所（以下「設置場所」という）に立入ること
3. 乙は、甲が本契約を申込みにあたり必要な手続きを販売店に委託するものとします。
4. 本契約は、甲の申込みに対して、乙が所定の手続きをもって承諾し、その旨を記載した書面を甲に発送したときに成立するものとします。ただし、甲が、次のいずれかに該当する場合には、乙は甲の申込みを承諾しないこと、および、その場合において、乙は、甲から提出された本契約の申込書を甲に返還しないことについて、甲はあらかじめ承諾します。
 - ① 満18歳未満または満65歳以上の場合
 - ② 信用調査を行った結果、当社が定める基準に合致しなかった場合
 - ③ 安定した収入がない場合
 - ④ 甲または甲の配偶者もしくは一親等内の親族のうち甲が指定する者（以下「丙」という）が所有権を有する建物に物件を設置しない場合
 - ⑤ 家庭用以外の用途で使用する場合
 - ⑥ 甲の希望するリースの内容から算出されるリース料金について、1回あたりのリース料金合計額が10万円を超える場合
 - ⑦ 犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条第2項第3号および同法施行令第12条第3項に掲げる者（外国PEPs）に該当する場合
 - ⑧ 業務上または技術上著しい困難等、乙が申込みを承諾できないと認める事由がある場合
5. 本契約の申込にあたり、丙が所有権を有する建物に物件を設置する場合、甲は本契約申込み時に、丙から本約款第1条第2項1号および2号ならびに第5条第1項の内容の

承諾を取得するとともに、甲の責任と負担において、丙をして、乙が別途定める書面（以下「同意書」という）を提出させるものとします。

6. 本契約成立以降、物件を設置する建物の所有者が変更となった場合、甲は、その事実判明後ただちに新たな所有者から本約款第1条第2項1号および2号ならびに第5条第1項の内容の承諾を取得するとともに、甲の責任と負担において、新たな所有者をして、同意書を提出させるものとします。

第2条（約款の変更）

1. 乙は、本約款を変更することがあります。この場合、変更後の本約款は、変更前より本契約を締結されている甲に対しても適用されるものとし、契約期間の途中であっても、乙と甲の契約条件は、次項に基づきお知らせする変更の日から、変更後の本契約によるものとします。
2. 乙は、本約款を変更する際には、電磁的方法（甲に電子メールを送信する方法またはインターネット上の乙のウェブサイトに掲載する方法等をいいます。）その他乙が適切と認める方法により、変更の日および変更の内容を甲にお知らせします。この場合、変更後の本約款の内容のうち変更の内容以外については、お知らせを省略することがあります。

第3条（物件の搬入および設置作業）

1. 甲は、販売店が設置場所に物件を搬入のうえ、設置作業等を行うことについて、予め承諾するものとします。
2. 原則、設置場所は、甲または丙が所有権を有する建物に限るものとします。なお、第1条第6項に定める事由により、建物の所有権が第三者に移転した場合に限り、当該第三者が所有権を有する建物も設置場所に含めるものとします。
3. 甲は、搬入され設置作業等が完了した物件について、直ちに次の各号（以下これらを合わせて「物件の品質等」という）について検査を行うものとします。
 - ① 甲が申込した品名、型式および数量の通り相違ないこと
 - ② 外観上の破損や汚れがない新品であること
 - ③ 物件が正常に稼動すること
 - ④ その他物件につき乙が必要とする一切の事項
4. 甲は、前項の検査の結果、物件が本契約の内容に適合していることを確認したときに、押受日を記載した乙所定の押受書を乙に発行します。この押受書の発行をもって、乙から甲への物件の引渡しは完了するものとします。
5. 甲は、検査の結果、物件の品質等が本契約の内容に適合していない場合は、販売店に直ちにその旨を伝え、販売店において当該不適合を是正した後、前項に従い、押受書を発行するものとします。

6. 乙は、甲が物件の搬入、設置作業等の実施、拝受書の発行等を正当な理由がないのに拒んだり、遅らせたりした場合は、本契約を甲の合意なく、一方的に解除することができるものとします。この場合、甲は乙に対し、第 17 条に定める損害金を支払うものとします。
7. 天変地異、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令などの改廃、販売店の都合および乙に故意または重大な過失が認められない事由によって、物件の引き渡しが遅延し、または不能となったときは、乙は一切の責任を負いません。

第 4 条 (物件の使用・保管・所有権侵害の禁止等)

1. 甲は、物件の引渡しが完了したときから、設置場所において物件を使用することができるものとします。
2. 甲は、物件の取扱説明書を適切に保管することとし、法令等を遵守し善良な管理者の注意をもって、物件を通常の用法に従って使用および保管するとともに、物件が常時正常な使用状態および十分に機能する状態を保つようにします。
3. 甲は乙の書面による事前の承諾を得ない限り、次の行為をしてはならないものとします。
 - ①物件の改造、加工、分解等、原状を変更する行為
 - ②物件に衝撃を加えたり、上に乗ったり、ものを乗せたり、周辺に物件に悪影響を与える恐れのあるものを設置すること
 - ③物件を設置する建物の所有権を甲が有する場合、建物の名義変更、第三者への譲渡、担保設定等、乙の物件の所有権を侵害するおそれがある行為
 - ④物件の占有の移転、設置場所からの移設
 - ⑤本契約に基づく甲の権利または地位を第三者に譲渡すること
4. 甲は、第三者が物件について権利を主張し、保全処分または強制執行等により乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、本契約書等を提示し、物件が乙の所有であることを主張かつ証明して、その侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を乙に通知します。
5. 前項に定める場合を除き、物件自体または物件の設置、保管、保守、使用および本契約の実行に伴い、第三者に与えた損害および第三者との間に発生した紛争に関して、甲の責任と負担でこれを解決するものとし、乙に何らの負担を負わせないものとします。甲が損害を受けた場合も同様とします。
6. 前項において、乙が第三者への損害の賠償を行った場合、甲は直ちに当該賠償額を乙に対して支払うものとします。

第 5 条 (物件の点検)

1. 乙は、物件が正常な使用状態であるかを確認するため、必要に応じて物件の設置場所に立ち入り、点検するものとします。また、甲は、乙または第 2 項記載の点検事業者による点検に全面的に協力するものとします。

2. 乙は、点検の実施に係る業務（日程調整等、甲との調整事項を含む。）を、販売店、物件の製造業者またはアフターサービス運営会社（以下「点検事業者」という）に委託できるものとし、

第6条（物件の所有権）

1. 物件の所有権は乙に帰属するものとし、

第7条（物件の所有権標識）

1. 乙は、乙が物件の所有権を有する旨の標識を物件に貼付することができるものとし、また、甲は乙から要求があったときは、物件に当該標識を貼付します。
2. 甲は、リース期間中、物件に貼付された当該標識を維持します。

第8条（リース期間）

1. リース期間は、第3条第4項で甲が拝受書を発行した日（以下「リース開始日」という）から起算して申込書記載の「リース期間」に記載された期間とし、

第9条（物件の所有権の移転）

1. 甲がリース期間満了時に、リース料金の全額について支払いが完了した時点をもって、物件の所有権は乙から甲に移転します。
2. 甲が、第14条の定めに従いリース期間満了前に本契約を中途解約する場合には、甲が第16条第1項に定める解約精算金の全額について支払いが完了した時点をもって、物件の所有権は乙から甲に移転します。
3. 甲の責めにより物件が修繕不能となった場合、または甲の契約違反が生じた場合で、甲が第17条に定める損害金の全額について支払う義務を負うときは、その支払いが完了した時点をもって、物件の所有権は乙から甲に移転します。
4. 甲および乙は、乙が第18条の定めに基づき物件を撤去または処分した場合は、前二項によらず、甲による解約精算金または損害金の支払い完了により乙が物件の所有権移転を受けることはないことを確認します。

第10条（リース料金等）

1. 甲は乙に対し申込書記載の「リース料金」を、申込書記載の「支払日」ならびに「支払方法」にしたがって支払います。
2. 甲が、前項の「支払日」に「リース料金」の支払いができない場合には、甲は、乙が別途指定する支払方法に従い速やかに「リース料金」ならびに乙の手続き費用として1回につき金330円（消費税等相当額含む）の「督促手数料」を支払います。
3. 甲が申込書記載の「支払方法」以外の方法でリース料金等の支払いを希望する場合かつ

乙が事前に当該支払方法での支払いを認めた場合、甲は当該支払方法で支払いができるものとし、その支払いに要する費用は甲の負担とします。

第 11 条（遅延損害金）

1. 乙は、甲がリース料金その他この契約に基づく金銭債務の支払いを怠った場合、支払日の翌日から支払い済みに至るまで支払うべき金額（リース料金から消費税等相当額を差し引いた金額）に対して年 14.6%（1 年に満たない端数期間については、1 年を 365 日として日割り計算による）の年率による遅延損害金を甲に対して、乙の指定する方法で、請求することができるものとし、

第 12 条（物件の修理等）

1. 乙は、物件が正常に稼働するために必要な修理を無償で行います。ただし、次のいずれかに該当する事項については、乙は修理の責任を負わないものとし、甲の責任と負担のもと修理を行います。
 - ① 天災地変（地震、噴火、津波等）による故障および損傷
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する事故による故障および損傷
 - ③ 甲の故意または重大な過失による故障および損傷
 - ④ 第 4 条第 3 項に定める行為による故障および損傷
 - ⑤ 日常の清掃、軽微な傷・錆など経年または使用に伴う摩擦、虫害・ねずみ食い等により生じる事象や、設計仕様の範囲内の劣化現象で通常の運用に支障のない事項、HEMS で設置から 1 年超過しているものの故障、エコキュートのリモコンケーブルや止水栓の故障、消耗品の不良、建物の劣化や修繕不良等による故障および損傷
 - ⑥ 甲が契約説明書または取扱説明書に記載した物件の使用条件、警告・注意事項、または実施事項を遵守いただけなかったことに起因する事項
 - ⑦ 不具合が凍結、公害、塩害、ガス害（硫化ガス等）、異常電圧・水圧などの事項による故障および損傷

第 13 条（物件の損傷・滅失等）

1. 物件の引渡しから、物件の所有権移転または撤去までの間に、乙の責によらない事由により、物件が損傷した場合、または物件を使用できない期間が生じた場合でも、甲は、その時点で発生しているリース料金および将来にわたって発生するリース料金の支払いを拒むことができず、乙に対し、代替物の引渡し、リース料金の支払免除や減額および損害賠償の請求をすることはできません。
2. 物件が乙の責によらない事由により、修繕不能となり、または滅失した場合、甲は、直

ちにその旨を乙に通知するものとし、その原因の如何を問わず、乙に対して、第 17 条に定める損害金を、乙が指定する期日までに支払います。なお、甲が本損害金を支払った時に、本契約は終了するものとしします。

第 14 条（中途解約）

1. 甲は、本条および法令に定める場合を除き、本契約を解除することはできません。
2. 甲は、やむを得ない事情で本契約の中途解約を希望する場合、次の各号の定めに従って、乙との合意によって中途解約をすることができます。
 - ① 甲による解約の申し入れは、乙が定める書面および方法により行います。
 - ② 申し入れを乙が承諾した場合、乙は解約日および第 16 条にて算出した解約精算金を定めて甲に通知します。
 - ③ 甲は乙が指定する支払期日までに解約精算金を乙に支払うものとしします。

第 15 条（契約違反・期限の利益の喪失）

1. 甲が、次の各号の 1 つにでも該当したときは、乙は甲への通知および催告をせずに、契約を解除することができます。なお、その場合、甲は、当然に本契約に基づく期限の利益を失うものとし、直ちに第 16 条に定める損害金を乙に支払います。
 - ① リース料金の 2 ヶ月分以上の支払いを怠り、乙から 20 日以上の間を定めて書面による催告を受けたにもかかわらずその支払いをしない場合
 - ② 本契約または本契約以外の甲乙間の契約の条項に違反したとき
 - ③ 小切手もしくは手形の不渡りまたは電子記録債権の支払不能を 1 回でも発生させたときその他支払いを停止したとき
 - ④ 仮差押え、仮処分強制執行、競売の申立てもしくは諸税の滞納処分または保全差押えを受け、または破産その他債務整理に係る手続開始の申し立てがあったとき
 - ⑤ 甲が物件の設置場所の建物の所有権を喪失した場合
 - ⑥ その他、乙の信用を損失した場合

第 16 条（解約精算金）

1. リース開始後の中途解約時の解約精算金は、下記の金額とします。
 - ① 月額リース料(税込)にリース期間月数を乗じた金額から支払済リース料金合計額を差し引いた金額
2. リース開始前の中途解約時の解約精算金は、実際に発生した下記の費用とします。
 - ① 事務手数料、営業補償費用、現状復旧に係る費用ならびに物件費用

第 17 条（損害金）

1. 甲により物件が修繕不能となり、または滅失した場合、もしくは甲の契約違反時の損害

金は、下記の金額とします。

- ①月額リース料(税込)にリース期間月数を乗じた金額から支払済リース料金合計額を差し引いた金額

第 18 条 (撤去、処分費用)

1. 乙が指定する支払期日までに、甲が解約精算金または損害金を支払わない場合、乙は物件を撤去・処分することができるものとします。
2. 乙は、前項に従い物件を撤去・処分した場合、これに要した費用を、甲に対して請求できるものとします。ただし、当該費用の請求は、解約精算金または損害金の請求を妨げないものとします。

第 19 条 (損害賠償)

1. 甲は、甲が故意または過失により物件を滅失または毀損させた場合、その他甲が本契約に違反したことにより乙に損害を及ぼした場合、乙に対してその損害を賠償するものとします。

第 20 条 (委託)

1. 乙は、第 5 条のほか、乙の責任において、本契約の一部を第三者に委託することができるものとし、甲はこれをあらかじめ承諾するものとします。

第 21 条 (守秘義務)

1. 甲は、本契約に関連する事項を、第三者に公表または漏らしてはならないものとします。

第 22 条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲は、現在自らが次の各号のいずれにも該当しておらず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ①自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下、これらを総称して「暴力団員等」という）であること
 - ②暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ③暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ④自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的で、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ⑤暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

2. 甲は、自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれか1つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて他の当事者の信用を毀損し、または他の当事者の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
3. 乙は、甲が前二項に違反した場合は、事前の通知または催告等何らの手続きを要しないで、ただちに本契約を解除することができる。
4. 乙は、前項の規定により本契約を解除した場合、当該解除により自らに生じた損害の賠償を相手方に請求できるものとし、また当該解除により相手方に生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

第23条（弁済の充当）

1. 本契約に基づく甲の弁済が債務全額を消滅させるに足りないときは、乙は、乙が適当と認める順序および方法により充当することができ、甲は、その充当に対して異議を述べません。

第24条（費用負担等）

1. 甲は、本契約の締結に関する費用および本契約に基づく甲の債務履行に関する一切の費用を負担します。
2. 甲は、消費税等相当額を負担するものとし、消費税等額が増額された場合には、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。
3. 甲は、固定資産税および消費税等以外で物件の取得、所有、保管、使用およびこの契約に基づく取引に課され、または課されることのある諸税相当額を名義人のいかににかかわらず負担します。
4. 乙が前項記載の諸税を納めることとなったときは、その納付の前後を問わず、甲は、これを乙の請求に従い乙に支払います。

第25条（相殺の禁止）

1. 甲は、この契約に基づく債務を、乙または乙の承継人に対する債権をもって相殺することはできません。

第26条（合意管轄）

1. 甲は、本契約に関連して係争が生じた場合には、名古屋地方裁判所を第一審の専属的

合意管轄裁判所とすることに同意します。

第 27 条（協議）

1. 本契約について疑義が生じた場合は、または本契約に定めのない事項が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議して決定します。